

港湾の施設の点検診断ガイドラインの改訂内容

【第1部 総論】

頁	行/図表番号	旧	新
1	19行目	<p>本ガイドラインは、技術基準対象施設に必要とされる性能を適切に維持することを目的に、点検診断の基本的な考え方を示す【第1部 総論】と、施設の種類や構造形式ごとに点検診断の項目、判定基準や点検診断にあたっての留意点等を示す【第2部 実施要領】から構成されており、施設の管理者が実行可能な点検診断の方法、項目、頻度等の考え方をとりまとめたものである。</p> <p>また、効率的な点検診断の実施に向けて、【第2部 実施要領】の参考資料として、【参考資料2】「点検診断の効率化に向けた工夫事例集（案）」を示す。</p> <p>なお、技術基準対象施設のうち、軌道走行式荷役機械及び固定式荷役機械の点検診断については、別に定める「港湾荷役機械の点検診断ガイドライン」を適用するものとする。また、本ガイドラインに加えて、他法令により点検等の定めがある場合は、これを遵守するものとする。</p>	<p>本ガイドラインは、技術基準対象施設に必要とされる性能を適切に維持することを目的に、点検診断の基本的な考え方を示す【第1部 総論】と、施設の種類や構造形式ごとに点検診断の項目、判定基準や点検診断にあたっての留意点等を示す【第2部 実施要領】から構成されており、施設の管理者が実行可能な点検診断の方法、項目、頻度等の考え方をとりまとめたものである。</p> <p>また、効率的な点検診断の実施に向けて、【第2部 実施要領】の参考資料として、【参考2】「点検診断の効率化に向けた工夫事例集（案）」、【参考3】「港湾の施設の新しい点検技術 カタログ（案）」を示す。</p> <p>なお、技術基準対象施設のうち、軌道走行式荷役機械及び固定式荷役機械の点検診断については、別に定める「港湾荷役機械の点検診断ガイドライン」を適用するものとする。また、本ガイドラインに加えて、他法令により点検等の定めがある場合は、これを遵守するものとする。</p>
20	3行目	<p>点検診断においては、効率性、客観性を重視し、新技術の活用を積極的に検討することが望ましい。特にUAVやROVの映像やナローマルチビームなどは、目視点検の代替や測量調査技術として目覚ましい発展を見せており、積極的に活用することが望まれる。【第2部 実施要領】に新技術の活用事例として、【参考資料2】「点検診断の効率化に向けた工夫事例集（案）」を示す。</p>	<p>点検診断においては、効率性、客観性を重視し、新技術の活用を積極的に検討することが望ましい。特にUAVやROVの映像やナローマルチビームなどは、目視点検の代替や測量調査技術として目覚ましい発展を見せており、積極的に活用することが望まれる。【第2部 実施要領】に新技術の活用事例として【参考2】「点検診断の効率化に向けた工夫事例集（案）」、<b>新しい点検技術のカタログとして【参考3】「港湾の施設の新しい点検技術 カタログ（案）」</b>を示す。</p>

【第2部 実施要領】

頁	行/図表番号	旧	新
目次	-	<p>参考1 劣化度の判定事例</p> <p>参考2 点検診断の効率化に向けた工夫事例集（案）</p>	<p>参考1 劣化度の判定事例</p> <p>参考2 点検診断の効率化に向けた工夫事例集（案）</p> <p><b>参考3 港湾の施設の新しい点検技術 カタログ（案）</b></p>

【第2部 実施要領(参考)】

頁	行/図表番号	旧	新
参考3	-	-	<b>追加</b>